

■ 道路の管理

県内にある13の建設事務所の職員が黄色いパトロールカーで巡回して、道路の安全管理や不法占用などの取締りを行っています。

また、大型看板等による表示によって交通事故防止、自動車等利用者の案内等を行っています。

■ 道路の維持

建設事務所では、道路を建設整備する他に、常に道路を良好な状況にしておくため維持修繕を行っています。

特に最近、交通量の増大と車両の大型化に伴い道路の破損も著しいため、修繕にも機械力を用いて効率的な作業を行っています。



〔路面清掃状況〕

県が保有する道路管理用の機械

機 械 名	台 数
パトロールカー	41
路面清掃車	15
排水管清掃車	2
側溝清掃車	3
作業車	29
標識点検車	5
草刈専用車	15

(注)平成29年4月現在



〔側溝清掃状況〕

■ 舗装補修

県管理道路の約98%が舗装されていますが、約5,000kmを有する舗装の維持管理は重要な課題の一つです。

交通量の増加、車両の大型化、凍上などにより舗装の損傷が進んでおり、限られた財源で舗装の維持修繕を効率的に進めることが重要となっています。

このため、毎年、路面性状調査により路面状態の把握と分析を行い計画的で適切な修繕工法の選定に役立てています。これらを参考に重点的な修繕を行い、利用者の安全で快適な通行の確保を図っていきます。

また、沿道に人家が連坦し騒音が深刻な地域において、道路交通騒音を低減させるために低騒音舗装を敷設し、より良い沿道環境の実現を図っていきます。

◆ 県管理道路のMCI

平成30年4月1日現在

	水準1	水準2	水準3	合計
道路延長	2,069km	1,987km	796km	4,852km
全体に占める割合	43%	41%	16%	100%

〈水準1〉MCI5以上・・・望ましい管理水準

〈水準2〉MCI3～5・・・修繕を行うのが望ましい

〈水準3〉MCI3以下・・・早急に修繕が必要

MCIとは：ひび割れ率、わだち掘れ及び平坦性から算出され、0～10の範囲で数値が大きい程良好である。



路面性状測定車